

議 事 日 程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第6号 財産の無償譲渡について
- 日程第3 議案第9号 瑞穂市福祉作業所条例を廃止する条例について
- 日程第4 議案第12号 瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第16号 平成22年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議案第17号 平成22年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議案第18号 平成22年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第24号 平成23年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第9 議案第25号 平成23年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第10 議案第11号 瑞穂市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第19号 平成22年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第26号 平成23年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算
- 日程第13 議案第8号 瑞穂市企業立地促進条例の制定について
- 日程第14 議案第13号 瑞穂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第14号 瑞穂市下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第20号 平成22年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第21号 平成22年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第22号 平成22年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第19 議案第27号 平成23年度瑞穂市下水道事業特別会計予算
- 日程第20 議案第28号 平成23年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第21 議案第29号 平成23年度瑞穂市水道事業会計予算
- 日程第22 議案第30号 市道路線の認定及び廃止について
- 日程第23 議案第7号 包括外部監査契約の締結について
- 日程第24 議案第10号 瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第31号 瑞穂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第15号 平成22年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第27 議案第23号 平成23年度瑞穂市一般会計予算
- 日程第28 産業建設常任委員会の閉会中の継続審査の件
- 日程第29 発議第1号 議員定数削減検討特別委員会設置決議について

日程第30 発議第2号 議会基本条例検討特別委員会設置決議について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第30までの各事件

追加日程第1 議員定数削減検討特別委員会委員の選任について

追加日程第2 閉会中の継続調査申出書について

追加日程第3 議会基本条例検討特別委員会委員の選任について

追加日程第4 閉会中の継続調査申出書について

追加日程第5 議案第32号 平成22年度瑞穂市一般会計補正予算(第8号)

本日の会議に出席した議員

1番	堀	武	2番	土屋	隆義
3番	熊谷	祐子	4番	西岡	一成
5番	庄田	昭人	6番	森	治久
7番	棚橋	敏明	8番	広瀬	武雄
9番	松野	藤四郎	10番	広瀬	捨男
11番	土田	裕	12番	小寺	徹
13番	若井	千尋	14番	清水	治
15番	山田	隆義	16番	広瀬	時男
17番	若園	五朗	18番	星川	睦枝
19番	藤橋	礼治	20番	小川	勝範

本日の会議に欠席した議員(なし)

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	堀	孝正	副市長	豊田	正利
教育長	横山	博信	企画部長	奥田	尚道
総務部長	早瀬	俊一	市民部兼 巢南庁舎管理部長	伊藤	脩祠
福祉部長	宇野	睦子	都市整備部長	福富	保文
調整監	岩田	勝之	環境水道部長	弘岡	敏
会計管理者	馬淵	哲男	教育次長	林	鉄雄
監査委員 事務局長	松井	章治			

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	鷺見秀意	書記	清水千尋
書記	今木浩靖		

開議の宣告

議長（小川勝範君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第 1 諸般の報告

議長（小川勝範君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

4 件報告します。

まず、1 件については鷺見事務局長から報告させます。

議会事務局長（鷺見秀意君） 議長にかわりまして、1 件報告します。

地方自治法第235条の 2 第 1 項の規定による例月出納検査の結果報告を、同条第 3 項の規定により監査委員から受けております。検査は、平成23年 1 月分が実施され、現金・預金等の出納保管状況は関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないとの報告でした。以上でございます。

議長（小川勝範君） 以上、報告した資料は事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思いをします。

2 点目は、お手元に配付しましたとおり、3 月23日、産業建設常任委員長から、請願第 1 号について、閉会中の継続審査の申し出がありました。

3 点目は、3 月23日、若園五朗君から、発議第 1 号議員定数削減検討特別委員会設置決議を受理しました。

4 点目は、3 月23日、広瀬武雄君から、発議第 2 号議会基本条例検討特別委員会設置決議を受理しました。

これらについては後ほど議題にしたいと思いをします。

これで諸般の報告を終わります。

日程第 2 議案第 6 号から日程第 9 議案第25号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 日程第 2、議案第 6 号財産の無償譲渡についてから日程第 9、議案第25号平成23年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算までを一括議題とします。

これらについては、厚生常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

厚生常任委員長 若井千尋君。

厚生常任委員長（若井千尋君） 皆さん、おはようございます。

平成23年第1回定例会、厚生常任委員会委員長報告をさせていただきます。

議席番号13番 若井でございます。

ただいま一括議題となりました8議案について、会議規則第39条の規定により、厚生常任委員会の審査の経過及び結果について報告します。

厚生常任委員会は、3月8日午後1時から穂積庁舎議員会議室で開催しました。全委員が出席し、執行部からは、市長、副市長を初め、所管の部長、課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

議案番号順に要点を絞って報告します。

初めに、議案第6号財産の無償譲渡についてと議案第9号瑞穂市福祉作業所条例を廃止する条例については、関連があるため一括議題とし、審査を行いました。

補足説明では、瑞穂市社会福祉協議会が本年4月から障害者自立支援法に基づく事業所を設置し、運営することとなったため、今まで管理及び運営委託を行ってきた2カ所の福祉作業所について条例を廃止するものである。

豊住園においては、構築物及び備品を無償で社会福祉協議会に譲渡し、また中小学校内にあったすみれの家については、社会福祉協議会が南小学校北に新施設を建設中であるので、これを廃止し、放課後児童クラブとして活用したいとの内容でした。

続いて、質疑では、1．4月から障害者自立支援法の適用を受けて運営されるわけであるが、内容において何か変わるのか、2．受け入れ体制はどのようになっているかとの質疑に対して、法によると、基本的には利用者に対し1割負担が発生するが、現在の所生は全員所得の関係で免除になるので、今までと変わらない。新設されるすみれの家においては、旧施設より広くなり、衛生面にも配慮した施設となっており、よりよいサービスを提供できるものと考えている。受け入れ体制については、障がいの程度により1から6段階までであるが、看護師も配備し、今までと変わりなく、すべての所生を受け入れることができるとの答弁でした。

また、他の委員から、1．サービスは生活介護関係だけなのか、2．豊住園については、修繕をしてから譲渡すると聞いているが、修繕費に対し県の補助金はあるのかとの質疑があり、サービスについては、生活介護のほか就労支援等も行う。補助金に関しては、修繕費1,680万円のうち1,200万円ほどの補助があるとの答弁でした。

この後、両議案とも討論なく、採決の結果、全会一致で可決しました。

議案第12号瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、出産育児一時金に関して、既に平成21年10月から暫定的に39万円支給しているが、本年4月から恒久化することに伴い、条文内の金額を35万円から39万円に改正するとの補足説明があり、この後、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決しました。

議案第16号平成22年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）については、既定の予算額から1億1,470万3,000円を減額するものであります。その内容については、節別に補足説明がありました。

質疑では、1．国庫支出金のうち、療養給付費負担金が4,700万円ほど減額になっているが、なぜか。2．一般会計繰入金のうち、法定内と法定外の内訳はとの質疑に対して、療養給付費負担金が減額になったのは、歳出における高額療養費の減が主な理由である。また、法定内繰入金としては、保険基盤安定繰入金、職員給与費等繰入金、出産育児一時金等繰入金、財政安定化支援事業繰入金が増えられ、法定外繰入金としては、福祉医療事業等によるその他一般会計繰入金であるとの答弁でした。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決しました。

議案第17号平成22年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）については、既定の予算額から430万3,000円を減額するものであります。その内容について、節別に補足説明があり、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決しました。

議案第18号平成22年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）については、今年度で終わる事業であり、現在精算を進めている段階である。残った部分については、新年度から一般会計へ移譲し、最後の精算を行うとの補足説明がありました。

質疑では、最終的に一般会計へ幾ら繰り出すのかとの問いに、それは決算後でないと判明しないとの答弁でございました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決しました。

議案第24号平成23年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算については、平成22年度当初予算より3,000万円ほど増の43億3,300万8,000円となっております。その内訳について、節別に補足説明がありました。

質疑では、歳出の後期高齢者支援分5億7,238万4,000円の財源内訳で、一般財源2億8,567万7,000円となっているが、歳入の後期高齢者支援分の税をすべて足しても2億1,353万円にしかならない。この差はどうするつもりなのかとの問いに、税を賦課するときには、医療給付分、後期高齢者支援分、介護給付分と内容内訳を明記して徴収しており、本来ならそれぞれが給付や負担に見合った財源を国保税から確保すべきであるが、後期高齢者支援分、介護給付分においては税率改正を行っていないため、財源を確保できない状況になってきているとの答弁でした。

この後、討論では、反対討論として、国民健康保険は日本医療の底辺を支える制度である。現在の国保税は支払い限度をはるかに超えている。国からの負担金、補助金、交付金等が無理やり削減されている中、納税者の負担を少しでも軽減するためには、基金を取り崩すか、一般会計から補てんするよりほかに方法はないと考え、当予算には反対であるとの意見がありまし

た。

この後、賛成討論はなく、採決の結果、賛成多数で可決しました。

最後の議案第25号平成23年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計については、補足説明を受けた後、当制度に係る医療費負担の仕組みについて質疑があり、本人の窓口負担（原則1割）を除く部分について、国・県・市町村からの公費が5割、国保を含む各保険者における現役世代からの支援金が4割、そして当事業特別会計で取り扱っている被保険者からの保険料が1割という仕組みになっているとの答弁でした。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決しました。

以上で、厚生常任委員会の委員長報告を終わります。平成23年3月23日、厚生常任委員会委員長 若井千尋。

議長（小川勝範君） これより、議案第6号財産の無償譲渡についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 3番 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 議席番号3番、改革の熊谷祐子です。

ただいまの報告の中の2ページですが、上から10行目ぐらいでしょうか、「受け入れ体制については、障がいの程度により1から6段階まであるが、看護師も配備し、今までと変わりなく、すべての所生を受け入れることができる」との答弁でした」とありますが、この「看護師も配備し」というのは、今までも配備していたように、今までと変わらないという意味なのか、新たに看護師も配備しという意味なのか。多分今までと変わりなくという意味なのかなと思いましたが、確認をさせていただきたいと思います。以上です。

議長（小川勝範君） 厚生常任委員長 若井千尋君。

厚生常任委員長（若井千尋君） 今の質問に対しまして、今回、障害者自立支援法の適用を受けてということで、新たに設けるということになっておるとい報告でございました。以上でございます。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第9号瑞穂市福祉作業所条例を廃止する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第12号瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第16号平成22年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第17号平成22年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第18号平成22年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第24号平成23年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 11番 土田裕君。

11番（土田 裕君） おはようございます。

議席番号11番、日本共産党、土田裕です。

議案第24号平成23年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算について、反対の立場で討論をいたします。

国民健康保険法第1条は、社会保障及び国民健康の向上に寄与することを目的とすると定めています。この法律の目的に基づいて国民健康保険事業を運営するならば、国民健康保険税が高くて払えない、支払いができないために、保険証を取り上げてしまうことはできません。瑞穂市の国保税はどうでしょうか。例えば40歳、夫婦、子供2人、所得300万円、基礎控除前でございますが、固定資産税8万円の場合、国保税額が、医療分と後期高齢者支援を合わせて約40万2,755円になります。これは所得の16.72%を占めています。さらに、同じ年代と家庭構成で、所得150万円、固定資産税8万円の場合を計算しますと、28万8,005円となります。所得の24.18%を占める割合になります。このように、国保税の負担が生活に大きく重くのしかかっています。日本共産党は値下げをすべきと主張をいたします。

国民健康保険税が高くて、払いたくても払えない国保加入者が見えます。平成22年7月時点では、短期被保険者証、本来有効期限が1年である被保険者証にかわり、数ヵ月単位で区切られた有効期限付きの保険証は687名の方が見えます。そして、資格証明書、1年以上保険税を支払わないと、保険証を役所に返還し、医療機関窓口で支払う医療費が全額自己負担の方が瑞穂市の場合165名と報告されています。昨年12月時点では、短期被保険者証、資格証明書発行件数は下回ったものの、まだまだ無保険の状態の方が見えますね。瑞穂市国民健康保険の財源状況を分析しますと、国保税は値下げができます。平成21年度末で国民健康保険基金は3億8,079万9,000円であります。さらに、平成22年度決算の見込みとして5億322万3,000円としています。

日本共産党は、この国民健康保険基金を活用し、一般会計法定外繰り入れを実施して、国保税を値下げすべきだと考えますので、本議案には反対をさせていただきます。

議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第25号平成23年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第11号から日程第12 議案第26号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 日程第10、議案第11号瑞穂市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例についてから日程第12、議案第26号平成23年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算までを一括議題とします。

これらについては、文教常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

文教常任委員長 棚橋敏明君。

文教常任委員長（棚橋敏明君） 議席番号7番 棚橋敏明でございます。

ただいま議長より委員長報告の許可がありましたので、平成23年第1回定例会、文教常任委員会委員長報告をいたします。

ただいま一括議題となりました3議案について、会議規則第39条の規定により文教常任委員会の審査の経過及び結果について報告いたします。

文教常任委員会は、3月8日午後1時30分から巢南庁舎の3の2会議室で開催いたしました。全委員が出席し、執行部から、市長、教育長、教育次長及び所管の課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査しました議案番号順に要点を絞って報告いたします。

初めに、議案第11号瑞穂市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

補足説明としまして、中小校区放課後児童クラブ施設の設置につき市条例の改正を行うもので、今まで美江神社内の施設を借りて行っていた当事業を、中小学校校舎内にあった旧すみれの家の施設の移転に伴い、跡地を利用して行うものであるとの説明がありました。

この後、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第19号平成22年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）を審査しました。

補足説明としては、児童・生徒等の減少により、当初予算編成時に見込んでいた給食数より実際に給食を実施した数が少なかったため、歳入の給食費負担金1,034万5,000円が減額となり、それにあわせて歳出の賄い材料代を減額するものであるとの説明がありました。

質疑では、給食費負担金の中学校、小学校の児童数が当初見込みより大幅に減になっている理由は、また最終的な収納率はいかほどになると想定しておられるかとの問いに対して、その内容については、当初に教育委員会全般にわたって生徒の人数合わせを行い、予算当初の中学校は1,629人で算定し、各校20人ほど多く、小学校は3,555人、各校10人ほど多く見て算定しているが、転出等により減になったものである。また、収納率につきましては約99%を想定しており、未収納は280万円程度になるのではないかと。現在は収納率を少しでも上げるように頑張っているとの答弁でした。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第26号平成23年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算を審査しました。

補足説明としましては、予定給食人員数及び食数において、中学校1,725人分、小学校3,515人分、幼稚園201人分、保育所1,067人分で食数223日で試算しました。その他、試食分、給食センター職員分などをあわせて2億8,693万円の予算になっているとの説明でありました。

質疑では、昨年度に比べ537万4,000円増の予算となっているが、その理由は、また、地産地

消の観点から米食給食を行っているが、現在米の価格などの変動が騒がれているが、野菜なども含め、安定化を図るため将来に向けてどのような対策をとっているのかとの問いについて、1点目は、当初予算の算定基礎から見ると、特に中学校において前年度比約100人増の1,725人、前年度1,629人ということで、給食費もそれに伴い増額になっているとの答弁があり、2点目の米については、財団法人岐阜県学校給食会から全農と協力し合って購入している。学校給食会から買うことによって、ビタミン強化なども含め米の安定供給を受けることができる。また、市、農協から補助が出るため安く買うことができる。野菜については、昨年11月ごろから地産地消ということで、商工農政課、農協も含めて会議を持ち、大根、白菜などを使用している。今後、ほかに使用できる野菜等はないのかということで、給食センターや農協と協議しながら検討していきたいとの答弁でした。

この後、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決いたしました。

以上で、文教常任委員会の委員長報告を終わります。平成23年3月23日、文教常任委員会委員長 棚橋敏明。以上でございます。

議長（小川勝範君） これより、議案第11号瑞穂市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第19号平成22年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第26号平成23年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第8号から日程第22 議案第30号までについて（委員長報告・質疑・討

論・採決)

議長(小川勝範君) 日程第13、議案第8号瑞穂市企業立地促進条例の制定についてから日程第22、議案第30号市道路線の認定及び廃止についてまでを一括議題とします。

これらについては、産業建設常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長 森治久君。

産業建設常任委員長(森 治久君) ただいま一括議題となりました10議案について、会議規則第39条の規定により産業建設常任委員会の審査の経過及び結果について報告します。

産業建設常任委員会は、3月9日午前9時30分から巣南庁舎3の2会議室で開会しました。全委員が出席し、執行部から市長、所管の部長、調整監、課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案番号順に要点を絞って報告します。

初めに、議案第8号瑞穂市企業立地促進条例の制定についてを審査しました。

この補足説明として、この条例の制定については、企業立地の促進が市内企業の活性化に資するなど、市経済の発展にとって必要であり、立地企業が安定的かつ継続的に市内で企業活動を行えるよう支援することで市経済の持続的な発展に寄与することを目的としており、投下固定資産に対して賦課された固定資産税相当分の奨励金を交付し、税制優遇を3年間図るものであるとの説明がありました。

質疑に移り、奨励金の対象となる投下固定資産価格の基準については県の要綱等を参考にしたのかとの質疑に、県の場合は、10億円以上の投下固定資産に対して奨励金が支払われている。瑞穂市の場合も同様に、投下固定資産に対して奨励金を設けているが、新設の場合は3億円以上、増設・移設の場合では1億5,000万円以上と、投下固定資産の額が分けてあるとの答弁がありました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

次に、議案第13号瑞穂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

この補足説明として、循環型社会の構築を目指す一般廃棄物処理基本計画が平成21年3月に策定された。それに基づき、その中でごみの減量化に努めることは必要不可欠であるとのことから、今回、粗大ごみの有料化を実施するために条例の改正を行うものであるとの説明がありました。

質疑に移り、今後、各地域で説明するに当たり、資料等の配布はあるのかとの質疑に、大型ごみ処理料金一覧表と瑞穂市ごみ出し区別早見表は各世帯に配布するとの答弁がありました。

また、ごみの排出量抑制のために粗大ごみの有料化をすることのだが、その前に、他市町

から粗大ごみを違法に持ってくる者がいると聞くので、まずはそれを防ぐ対策をするべきではないか、また粗大ごみ搬入時の本人確認が運転免許証だけの確認では不十分ではないかとの質疑に、ごみの排出量抑制については、有料化をすることにより経済的インセンティブが働き、ごみの減量化にもつながっていくと考えている。そのほか、他市の粗大ごみの有料化の現状も加味して、今回の有料化に踏み切った。また、市外からの持ち込みを防ぐ対策として、現在はごみ搬入者の運転免許証で本人の住所確認を行っている。この方法に至るまでにはそれなりの経緯があり、以前は氏名と品目等を書いてもらっていたが、搬入時に交通渋滞が発生するので、渋滞緩和を考え、現在の方法となったので御理解願いたいとの答弁がありました。

この後、討論なく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決しました。

次に、議案第14号瑞穂市下水道条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

この補足説明として、市の排水設備指定工事店に係る指定申請手続については現在条例で規定しているが、詳細な手続規定を規則で定めることにより、指定要件の改正等への迅速な対応や申請事務の円滑な運用が図られるよう改正を行うものとの説明がありました。

この後、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

次に、議案第20号平成22年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）を審査しました。

補足説明として、歳出の主なものは、施設管理費で修繕料を見込んでいたが、修繕の必要がなかった分と、公共下水道費の工事請負費で見込んでいたが、不必要となった分を減額するものとの説明がありました。

この後、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

次に、議案第21号平成22年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の審査では、補足説明として、歳出では、耐用年数から修繕料を見込んでいたが、修繕の必要がなかった分を減額するものと説明がありました。

この後、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

次に、議案第22号平成22年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第4号）を審査しました。

この補足説明として、資本的支出の配水設備拡張費及び配水設備改良費の減額の主な理由として、工事を見込んでいたが、現場等の都合で行えなくなったためと説明がありました。

質疑に入り、加入金が減額されているが、加入する戸数については200戸の増を見込んでいたのではないかと質疑に、全体の給水戸数は、新規の加入分も見込んで当初予算より200戸の増としたが、加入金については平成19年から横ばいで推移していたので、今年度も同程度の新規加入を見込んで当初予算に計上したが、本年度は昨年度までに比べると減少傾向になり、また口径によって単価に違いがあり、結果として減る見込みとなったため減額したとの答弁がありました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

議案第27号平成23年度瑞穂市下水道事業特別会計予算の審査では、補足説明として、歳入の主なものでは、処理区域内の人口が若干伸びているため、下水道使用料が217万1,000円増額するもの。歳出の主なものとして、一般管理費の公課費での消費税が簡易課税方式から本則課税方式に変更したため、昨年度当初より417万4,000円増額するもの。施設管理費の委託料で、処理場で異常があると職員等にメールにて知らせる既存のシステムが廃止になるのに伴い、新システムに切りかえるための費用として、遠方監視システム構築業務委託料を計上したとの説明がありました。

この後、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

議案第28号平成23年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算の審査では、補足説明として、歳出の主なものとして、農業集落排水事業費の委託料で下水道台帳作成のための業務を計上したとの説明がありました。

この後、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

議案第29号平成23年度瑞穂市水道事業会計予算の審査では、補足説明として、資本的支出の配水設備拡張事業費と配水設備改良事業費において、下犀川橋かけかえに関連した工事や一般拡張工事、一般改良工事等で1億6,002万7,000円計上してあるとの説明がありました。

この後、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

最後に、議案第30号市道路線の認定及び廃止についての審査では、路線ごとに認定及び廃止の理由の補足説明があり、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

以上で、産業建設常任委員会の委員長報告を終わります。平成23年3月23日、産業建設常任委員会委員長 森治久。

議長（小川勝範君） これより、議案第8号瑞穂市企業立地促進条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第13号瑞穂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 4番 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

1点だけお聞きをしておきたいと思います。

委員長報告の中で、他市町から粗大ごみを違法に持ってくる者がいるということで、その対策について議論なされておりますけれども、全体の中で、よそから持ち込んでくる粗大ごみの率というのは一体どれくらいになっておるのか、そこを議論されておりましたら、ちょっと教えてください。私、事前に執行部に確認するのを忘れました。

議長（小川勝範君） 産業建設常任委員長 森治久君。

産業建設常任委員長（森 治久君） ただいまの質問事項に関しまして、お答えをさせていただきます。

当委員会においては、そのような関連するような質問は、他市町からの持ち込みがあるというような質問に対して、執行部から現状報告はいただきましたが、名前がごみには書いてございませんので、数字的な詳細な報告はいただいておりません。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 今のことと関連しまして、数字的なものの報告はなかったということですが、それでは、防ぐ対策については、免許証の提出以外の方法でということが執行部の中で議論され、知恵を出されたか。そういう経過については何か報告はありましたでしょうか。

議長（小川勝範君） 産業建設常任委員長 森治久君。

産業建設常任委員長（森 治久君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

ただいまの御質問は、何らか他市町から持ち込まれることのないような手段、方策、また方法は執行部から提示なかったかということでしたが、そういうようなことによろしいですね。

本委員会において、執行部の方からは、いろんな方法、また手段等を考える中で、最大限の努力をしてきた結果が、他市町からの持ち込みが発生しているという現状であるというようなことで、免許証の提示であったりというような、今現在行われている方法のほかに、先ほども私が申し上げました、このごみは本当におたくのですかというようなことまで確認をするほかの手段がないというようなことであったと記憶しております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 委員長にあまりお聞きをしても具体的に出てこないかもわからないのですが、粗大ごみ処理に関する原価計算書の26ページを見ますと、本市では、主に直接搬入による粗大ごみの受け入れとなり、住民であることの確認方法は受け入れ箇所においてそれを証明する書類、免許証等の提示とされていることから、2町 神戸町と安八町に比べて、比較的容易に市外からの持ち込みができると考えられますということが記載をされておるんですね。そういう記載をされておるのであれば、今の質問に関連するように、執行部として、来させないようにどうするかということの知恵を具体的に考え出さなきゃいかんんですね。ここに受け入れやすいですよなんて言っていたんじゃあ話にならんわけですから、そういう意味で、本来は執行部に聞かなきゃいけないことなんですけれども、たまたまちょっと事前に私聞いてなかったもんですから、委員長さんを通じて、それがあれば、教えていただければと、そういう趣旨でお聞きをしているところです。わからなきゃ、いいですからね。

議長（小川勝範君） 答弁はよろしいですね。

4番（西岡一成君） なければ。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 11番 土田裕君。

11番（土田 裕君） 議席番号11番、日本共産党、土田裕です。

議案第13号瑞穂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論をいたします。

従来、家庭ごみの処理サービスは原則として市町村が提供し、その費用は税金、地方税で賄わなければなりません。地方自治法第2条の規定に、地方公共団体が住民の福祉の促進を図る

ことを目的に、地域における事務を幅広く処理する権能、いわゆる法律上行使し得る能力、権限、職権を持つとともに、それを目的に、かつ総合的に実施する役割をなすべきだとしています。かつ総合的に実施する役割をなすべきだと定めていることがあります。

この問題は、ごみの問題を解決するとしてありますので、ごみ問題を住民の福祉と考えれば、自治体の固有事務と位置づけてもいいのではないのでしょうか。

また、廃掃法、今、論議になっている廃棄物の処理及び清掃に関する法律でも、家庭ごみ、一般廃棄物の処理は自治体の責任であると位置づけられています。ごみ減量の努力を促すには、ごみ量に応じて料金が徴収されるようにし、消費者にコスト意識を持たせる必要があるとの理由で、市のごみ処理費用を自治体財政が圧迫するということから有料化にする議論は絶対許せません。しかし、有料化と家庭ごみの問題がこれで解決するのでしょうか。

昨年度、議会でも質問がありました環境管理システム、環境税、廃棄物、材料、エネルギー消費、並びに測定及び検査、最後に環境負荷の管理等々、ISO14000シリーズの取り組み、循環型社会を求め、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用）、エネルギー利用、リデュース（再生抑制）の施策を求めなければなりません。環境省がまとめたリサイクル関連施策市町村別調査結果報告のデータを見ますと、ごみ有料化に伴って、ごみ量が減少したとする市町村の割合は意外にも少なく、約50%です。その上、そのうち半分強が市町村で同時に不法投棄が増加しているという結果が出ています。また、減量効果でなく、不法投棄が増加したという市町村が10%も存在するということが報告されています。減量効果は、宣伝されるほどではないと言わざるを得ません。

以上で私の反対討論とさせていただきます。

議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） ほかに討論は。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 4番 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

今、共産党の土田議員が、地方自治法第2条の観点から反対の根拠をるるお話がありました。

私は、まずごみの有料化を考える上で、手数料についての法的根拠を見ておきたいと思いません。

地方自治法第227条は、普通地方公共団体は当該普通地方公共団体の事務で、特定の者のためにするものにつき手数料を徴収することができる」と規定をしております。そして、地方自治法第228条は、手数料は条例で定めた上、実施されなければならない、また憲法第94条によりまして、条例は法律の範囲内で定めなければならないということになっております。

今、申し上げましたとおり、地方自治法第227条の規定によれば、当該地方公共団体の事務で、特定の者のためにするものでなければ手数料を徴収することはできないのであります。

そこで問題になるのが、ごみ処理は特定の者のためにするものかどうか、ここが論点になるわけでありませう。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2は、市町村は一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない、このように規定をしております。すなわちごみ処理は市町村の義務だということでありませう。これは、先ほど土田議員が固有の事務というふうな言葉で言っておられたかと思うんですけども、まさしくごみ処理は市町村の義務なんです。

したがって、個々の住民からの要求を聞くことなく、全住民を対象に1週間に3回とか、いわゆる定期的に行っているわけでありませう。つまり特定の者のためにするものではないというのが私の考えでありませう。

以上の立場からすれば、全国でごみの有料化が進められておりますけれども、瑞穂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の手数料規定自体も、地方自治法第227条違反という視点からとらえ直すことも大事になっているのではないかと考えております。

主務官庁の総務省においても、地方自治法第227条の有権解釈として、現在でも行政実例として、昭和24年3月14日、自治省自治課長回答を上げているとのことでありませう。それによりますと、特定の個人のためにする事務とは、一個人の要求に基づき、主としてその者の利益のために行う事務、例えば身分証明、印鑑証明、公簿閲覧等、そういう意であり、その事務は一個人の利益、または行為、作為、あるいは不作為のため必要となったものであることを必要とし、専ら地方公共団体自身の行政上の必要のためにする義務については手数料は徴収できない。こういうことで、回収的に行われてきたわけでありませう。

結論を重ねて申し上げますと、粗大ごみであろうが、可燃・不燃ごみであろうが、本来住民から手数料を取ることは地方自治法第227条に違反をするということでありませう。

次に、ごみ問題をとらえる視点が問題でありませう。平成22年12月22日付、瑞穂市長から自治会長あてに出された文書を見ますと、粗大ごみはふえているし、周辺の市町と比較しても、瑞穂市の人口1人当たりの粗大ごみの発生量は大きく上回っている。平成21年度では1,692トンで、33キログラム、粗大ごみの処理費用も1億5,717万8,000円。こういうふうな状況から、粗大ごみの排出抑制対策、イコール粗大ごみ有料化が必要であるというふうに結論づけて、今回の提案に至っておるといふことでありませう。

確かに目の前を見れば、現実的に粗大ごみがふえて、さてどうしたものかと突きつけられておるのは、これはもう事実でございます。そしてまた、減量化というものも避けては通れないわけでありませうけれども、だからといって、有料化にすぐ飛びつく。飛びつきたいのはわかる

けれども、飛びつくということで、さきに述べた意味において、いいのかどうか、改めて考えてみなければならない問題があるということを申し上げたわけでありませう。

そして、その有料化というものは、長いスパンで見れば、対症療法でしかないんじゃないでしょうか。なぜならば、ごみを生産する製造者責任、企業責任で処理を行うシステムづくりは放置されたまま、最終責任は一方的に消費者や地方自治体に押しつけられ、テレビでは一日じゅう各企業が巨額の宣伝費を使って、次から次へと新商品の売り込みに躍起となっている状況を野放しにしている限り、どうして大量生産、大量消費、大量廃棄という利潤第一主義の社会が変わるんでしょうか。

例えばドイツの例だけ簡単に報告させていただきたいと思います。

ドイツには、循環経済を促進し、環境と調和する廃棄物処理を確保するための法律、略して循環経済廃棄物法という法律がございます。その第22条では明確に製造物責任を明記いたしております。第1項、製品を開発、製造、加工、販売する者は、循環経済の目的を達成するため、製造物責任を負う。製品は可能な限り製造物責任を満たすものとしてつくられるべきである。すなわち製造と使用に当たって廃棄物の発生を減らすべきであり、また使用後に発生する廃棄物が環境に調和する方向で再利用され、処理されるよう保証するべきである。第2項は、製造物責任は、特に次の事柄を含むとして、その1号、開発、製造、流通に当たっては繰り返し使える製品にすること。技術的に寿命が長い製品にすること。使用後は順序よくやれば、無害に再利用できる製品にすること。環境に調和する処理ができる製品にすること。「すること」ということを法律でもって国家が規定をしているわけでありませう。第2号では、製品の製造に当たって、再利用できる廃棄物や2次原材料を優先的に使うこと。これも「使うこと」でありませう。3号、使用後の残る廃棄物を環境に調和する方法で確実に再利用、または処分できるよう、有害物質を含む製品については、これを表示すること。4号、返却、反復使用、再利用が可能な場合、その事実や義務、デポジットの定めを製品に表示して、これを消費者に指示すること。5号、製品や使用後に残る廃棄物を回収すること。回収したものを再利用、処分することということで、製造者責任を明確に規定しておるんです。

日本は、とにかく大企業が240兆円に及ぶ内部留保をしっかりとためておきながら、その数%を吐き出せば、200万円以下の労働者が4人に1人、非正規の労働者が3人に1人、こういう人たちが、憲法25条で保障する人間として文化的に最低限の生活を営む権利をもう少し上げられるんですよ。それは中にためておいて、国家も自民党政府も民主党政府もそのことについて手を全然ようつけない。こういう状況なんです。大企業を優遇して、そして低所得の労働者、そういう人たちに対しては大変厳しい。こういう状況がこのごみ政策と基本を同じくしておるといふふうに私は思っております。

ともかくにも、いつまでも我々の税金の二重払いのような形で大企業のしりぬぐいをする

ようなお人よしでいたのでは、どんなに地方自治体のごみの減量化対策として有料化を競い合ったところで、社会総体としてのごみの減量化は実現をすることはできません。

以上、ちょっと簡単ではなかったですけど、少し長くなりましたけれども、2点申し上げまして、私の反対討論にさせていただきます。

議長（小川勝範君） ほかに討論はございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 5番 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） 議案第13号瑞穂市廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

このたび、ごみ処理についてということで問題になっておりますが、先ほど西岡議員が語る説明をしていただきましたが、内容に深く入り、ここの処理に関するこの本当の意味合いから少し変わってしまっているのではないかなというふうに感じさせていただきました。

賛成としましては、岐阜県における有料化に対する数字的に申し上げますが、岐阜県において21市ありますが、有料化を実施しているのが15市、町としましては19町ありますが、有料化をしている町は16ありまして、市の実施有料化率としましては71.4%、岐阜県の町としましては84.2%の有料化であります。このことから、有料化に関しては、今実施し、さらにごみの減量化を促進するべきではないかというふうに私は思っております。

また、値下げについては、昨今、選挙公約として値下げ等、有料化を掲げられるようなケースが見受けられますが、今はさらに減量化を目的とした、ひょっとすると一つの手段かもしれませんが、有料化というものが手段かもしれませんが、今その手段を使ってでも減量化をしていく方向づけをし、今後のリサイクルセンター等にも反映していかなければならない大変な問題ではないかなというふうに思っておりますので、このたびの13号議案については賛成の立場で討論をさせていただきます。

議長（小川勝範君） 次に、反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 次に、賛成者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第14号瑞穂市下水道条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第20号平成22年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第21号平成22年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第22号平成22年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第4号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 4番 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

本議案につきましては、その事業内容については結構でございますけれども、私、一貫して職員給与の問題で反対をしておりますので、やはりこの補正の中で、給料、手当5万

9,000円、昨年の人勧に伴う減額がございます。何回も申し上げておりますけれども、昨年は春闘で連合及び全労連ともに0.8%ぐらいの賃上げの傾向になっていたんですね。そういうときに、言葉悪く言えば正確な調査もせずに公務員の賃金を下げていくというようなことがやられて、いわゆる一時金につきましても、4ヵ月を割り込んで3.95ですね。この前、テレビを見ていましたら、トヨタが大変厳しいとか言いながら、5ヵ月もらえるんですね。それプラス・アルファで受結をしたということがありました。要するに民間は下がっても、景気が少し上向いてくると順番に上がるんですね。ところが、実際公務員というのは、一回下がっちゃうと、条例でまた上げるということが現実的には大変困難なわけで、ですから、下げることにについては十分精査をしてやっていかないと、民間労働者の賃金全体の足をも引っ張り、今度は民間の下がった賃金が公務員を下げていくという、まさしくマイナスの状況になってしまうわけですね。

ですから、私は、この水道の補正の問題、後からまた出てきますが、下水道の問題、それから水道会計の3議案で職員給与は関連しますので、私は反対ということで、その他の議案では反対討論は省略をしたいというふうに思います。

議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） ほかに討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第27号平成23年度瑞穂市下水道事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第28号平成23年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第29号平成23年度瑞穂市水道事業会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第30号市道路線の認定及び廃止についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

議事の都合によりまして、暫時休憩をいたします。

なお、再開は、11時20分から再開をいたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時21分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日程第23 議案第7号から日程第27 議案第23号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 日程第23、議案第7号包括外部監査契約の締結についてから日程第27、議案第23号平成23年度瑞穂市一般会計予算までを一括議題とします。

これらについては、総務常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 広瀬武雄君。

総務常任委員長（広瀬武雄君） 議席ナンバー8番 広瀬武雄でございます。

ただいま議長よりお許しをいただきましたので、一括議題となりました5議案につきまして、会議規則第39条の規定により、総務常任委員会の審査の経過及び結果について報告をいたします。

総務常任委員会は、3月10日の午前9時半から、また翌11日は午前9時30分から、現地視察を含めまして、穂積庁舎議員会議室で2日間にわたりまして開催いたしました。全委員が出席し、執行部からは、市長、副市長、会計管理者及び所管の部課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

なお、議案第15号の一般会計補正予算と議案第23号の一般会計予算については、当委員会所管以外の各部長、次長、調整監にも出席を求め、質疑を行いました。

それでは、審査した議案番号順に要点を絞りまして報告いたします。

初めに、議案第7号包括外部監査契約の締結について、執行部より補足説明を受けました。

質疑では、契約先の選定方法はどうかとの質疑に対し、平成22年度の選定時には、税理士会、弁護士会、公認会計士会からの推薦依頼の結果、2人の推薦をいただき、その2人の調書をもとに選定をした。今回の選定時においては、1月に外部監査人候補者選定委員会を開き、その結果、外部監査は平成22年度からスタートしたばかりで、これまでの監査状況から、平成23年度も引き続き所監査人をお願いすることに決定した。その選定結果を監査委員に意見聴取した結果、特に異議なしとの意見をいただき、今回議案として上程しているとの答弁がありました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決いたしました。

議案第10号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、人事院勧告に沿って期末手当及び勤勉手当の6月と12月の支給率をそれぞれ変更する内容の補足説明を受けました。

この後、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決いたしました。

議案第31号瑞穂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、法律の

一部改正により、一般職非常勤職員等の育児休業等の取得条件を緩和する内容の補足説明を受けました。

この後、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決いたしました。

議案第15号平成22年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）を審査いたしました。

本案について、各常任委員会で所管部分の協議をされた結果、当委員会への意見の報告はありませんでした。

執行部より本案に対する補足説明を補正予算説明書により受けた後、次のような質疑がありました。

河川維持費の特別旅費で12万円減額になっているが、こういったものかとの質疑に対し、これは区長会の研修旅費で、6名が欠席したため減額したとの答弁がありました。

敬老祝い金で211万円減額になっているが、どうしてかとの質疑に対して、これは長寿者褒賞条例の満88歳、90歳、95歳、99歳のお祝い金の分であり、対象者の転出や死亡により減額となったとの答弁がありました。

討論では、瑞穂市役所には職員組合がないので、春闘で市に要望書を提出して団体交渉をすることができない。そのため、職員給与、職員手当の人事院勧告実施に関しては反対であるとの反対討論がありました。

その後、討論はなく、本案に対する採決では、賛成者2名、反対者2名で可否同数となり、瑞穂市議会委員会条例第17条の規定によりまして、私、委員長が可決と裁決しました。

最後に、議案第23号平成23年度瑞穂市一般会計予算を審査しました。

本案について、各常任委員会で所管部分の協議をされた結果、当委員会への意見の報告はありませんでした。

執行部より本案に対して、予算説明書により、平成23年度の予算は骨格予算として、経常的な事務費や継続的な事業費を中心に計上され、平成22年度予算に対して2億800万円の減額、率として1.4%の減となりましたとの補足説明を受けました。

質疑では、交通指導員体制を1名から2名にふやす理由を説明してほしいとの質疑に対し、交通指導員設置要綱では2名となっており、合併前は2名いた。合併後は1名となり、何とかやってきた。しかし、現指導員は年齢的にも事務量的にも無理があり、今後の引き継ぎ等を考えると、いち早く2名体制をしなければならぬとの答弁がありました。

次に、土地の借上料が各事業で計上されている。借上料の算定額の見直し、また今後は買い上げの方向で努力してほしいとの意見がありました。

次に、庁舎清掃委託料が前年度よりなぜ減っているのか。委託料の減額によって、安い労働者の賃金がさらに減額になりかねない。公契約上、賃金等にも目を向けて把握しているのかとの質疑に対し、財政厳しき折、経常経費削減の課題として検討した結果、例えば年4回実施し

ていた定期清掃を3回とか2回とか、実施回数を見直したため減額となった。公契約において最低賃金は守られても、企業の中の経理まで見ることはできない。入札時に調査は難しいと思われるとの答弁がありました。

次に、心配事相談の事業委託料が平成23年度は計上されていないが、どうしてかとの質疑に対し、心配事相談は社会福祉協議会に事業委託をしていたが、監査委員より、補助事業で計上すべきとの指摘があったので組み替えをしたとの答弁がありました。

次に、老朽化した保育所施設について、整備の方向性はどうなっているのかとの質疑に対し、本田第一、牛牧第一、穂積保育所は築25年以上の年数を経ており、平家構造、面積要件などで耐震診断の対象ではなかったため、現在、耐震調査はしていない。建てかえをするかどうか検討しているとの答弁がありました。

次に、高齢者能力活用協会補助金600万円は、12月議会の一般質問で、シルバー人材センターの不適正な運営がなされている限りにおいて凍結すべきと申し上げたが、なぜ計上されているのかとの質疑に対し、予算は計上しているが、きちんとした運営がなされていない場合は執行を見合わせるとの答弁がありました。

次に、文化フェスタ補助金97万円、美術展覧会補助金97万円で、文化協会が主催なのか、また実行委員会に補助金を出しているのかとの質疑に対し、文化協会ではなく、実行委員会が主催で実行している。以前は市が主催していたが、現在は実行委員会に委託する形にしているとの答弁がありました。

次に、総合センター大ホール音響設備改修工事約6,200万円をどのように積算したのかとの質疑に対し、総合センターは既に建築後17年を経過しており、音響に限らず、空調、照明と経年劣化による部品の不良が数多く発生している。また、補修部品の製造期間も大きく過ぎており、入手が困難になってきている。現在、保守委託業者で現場をよく知っている教育産業で機器の見積もりをとり、予算計上した。予算執行では、複数での入札により行うとの答弁がありました。

次に、穂積小学校のグラウンドの整備の内容はどの程度なのかの質疑に対し、穂積小学校では、周りの排水側溝や暗渠排水の工事を行うとの答弁があり、引き続き、穂積小学校のグラウンドは排水がよくないということで、何度かグラウンドの整地や工事をして予算を投下しているけれどもとの質疑に対し、以前の排水工事は二百数万円で南の方の部分的な改修であったが、今回は抜本的にやらないと排水が無理なため予算化したとの答弁があり、最後に、補修工事しても、すぐにふぐあいが発生しないか。数年後におかしいからと、また追加工事を追加するなど、市民センターと同様、何度も同じ工事を行うことがないように、しっかりと調査して施行してほしいとの意見がありました。

それぞれ質疑の後、現地視察の要望があり、1日目はこれで散会し、翌日午前中に現地の視

察を行うことといたしました。

翌3月11日は午前9時30分より委員会を再開し、現地視察として、まず総合センター大ホールの音響設備の状況を見せていただきました。そして、本田第一保育所、牛牧第一保育所、穂積保育所施設の状況、そして水防センターの建築状況、野白・牛牧間にかかる五六ふれあい橋の建設状況、本田の第1分団詰所の建築状況など、午前中で7カ所を視察いたしました。

討論では、高齢者能力開発補助金600万円について、シルバー人材センターの運営が極めて不適正である。市の調査に対する資料提出においても、会議録の虚偽文書を作成している。また、その後の運営においても適正な運営をする努力が見られない。その段階で予算を計上することはとんでもない。市の建物の使用を凍結するくらい厳しい態度で臨むべきである。

また、粗大ごみの有料化について、日本の廃棄物行政が間違っている。ごみの最終処分が自治体と住民にゆだねられているシステムになっていることが問題である。他国では、循環経済廃棄物法として、生産者が製造物責任を負うと明確にしている。自治体の責任ではないが、政府の責務として言わざるを得ないとの反対討論がありました。

この後、賛成、討論なく、採決の結果、賛成多数で可決されました。

その後、議案第23号における附帯決議が若園議員より提出されました。

附帯決議の趣旨説明として、総合センターの運営において、ランニングコストが高く、費用対効果を含め、大ホール音響設備改修工事のあり方について、整備方法など、なお検討すべきであり、予算の執行をしないように要求するとの説明がありました。

その後、質疑なく、討論では、総合センターの収支状況として、平成21年度決算では歳出が1億430万5,000円に対し、歳入は1,027万8,000円と、毎年約1億円の赤字である。今回、大ホールの音響設備改修工事として約6,200万円が計上してあるが、当初約40億円で建設し、16年がたち、いま一度、その利用目的を含め、整備手法と内容を慎重に検討して執行すべきであるとの賛成討論がありました。

なお、附帯決議の採決を行う前に、一委員より、本案に対し反対を表明した関係上、附帯決議には賛成だが、本会議では、この議案第23号が可決されるまで、論理上賛成できないので棄権をしたいとの発言がありました。

採決の結果、棄権者を除き、全会一致で附帯決議は可決されました。

以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。平成23年3月23日、総務常任委員会委員長 広瀬武雄。

議長（小川勝範君） これより、議案第7号包括外部監査契約の締結についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第10号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第31号瑞穂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第15号平成22年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

議事の都合によりまして、暫時休憩をいたします。

なお、午後の再開は、1時30分から再開をいたします。

休憩 午前11時44分

再開 午後 1 時34分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

議案第23号平成23年度瑞穂市一般会計予算について、委員長の報告は、原案及び別紙附帯決議を可決とするものです。

したがって、まず原案について、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行い、原案が可決されましたら、附帯決議案について質疑、討論、採決を行います。

これより、議案第23号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 9番 松野藤四郎君。

9番（松野藤四郎君） 議席番号9番、民主党の松野藤四郎でございます。

平成23年度の一般会計予算についてお尋ねをします。

の庁舎清掃委託料の関係ですね。経費の削減ということで、年4回やっていたのを2回とか3回にしたというお話でございますけれど、年4回ということは、何ヵ月ごとに定期的やっていたというふうに思います。これを2回、3回とした理由について、経費ばかりじゃなくて、やはり清掃環境といいですか、環境整備の関係から、これは減額する必要はないというふうに思いますが、そこら辺の話はどうなっていたかと。

それから5番目の、老朽化した保育所施設については、本田第一、牛牧第一、穂積保育所ということで、築25年以上となっておりますが、25年じゃなくて、40年近くになっているんじゃないですか。ここら辺ちょっとお尋ねをします。

そして、建てかえをするかどうか検討しているという答弁ですが、これはあくまでも役所の言葉だと思うんですね。建てかえをすることを検討すると。具体的に各保育所については、いつごろから建てかえを含めて総合的に検討されるのか、そこら辺について、委員会の中でどのようにお話をされていたのか。

それから、9番目の穂積小学校のグラウンドの整備の関係ですね。この中で、穂積小学校では、周りの排水側溝や暗渠排水の工事を行うという答弁でございますが、学校の本当の敷地内の周辺の排水側溝や暗渠ではなくて、私が思うのは、その周辺の自治会から出ている要望もあるかと思いますが、そこら辺も含めた答弁になっているか、そこら辺は委員会ですらどうい話をされてきたのか、これについて委員会の見解を聞きたいと思います。以上です。

議長（小川勝範君） 総務常任委員長 広瀬武雄君。

総務常任委員長（広瀬武雄君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、ただいまの質問に対してお答えさせていただきます。

まず、最初の3番の庁舎清掃委託料が4回から3回とか2回になったんで、この費用が減額になったことに対して、ただいまの御質問は、いわゆる費用よりも清潔なスタイルを重視すべきではないのかと。そういう議論はなされなかったのかという御質問かと思いますが、私どもの委員会といたしましては、4回が3回や2回になったのなら、減ったんだなというような皆さんの解釈でとどまっております、それ以上のお話は出てまいりませんでした。

それから2番目の御質問で、保育所の問題でございますが、建てかえをするかどうか検討していると。しかも、もう一つは、25年以上と発表させていただいておりましたが、もっとたっているのではないかという話でございましたね。私の報告では、25年以上の年数を経ているというまとめた発表でございましたんで、松野議員がおっしゃるように、中には25年以上のものもあるというふうに解釈はしておりました。

それから、建てかえをするかどうか検討している問題は、現に検討をさせていただいているようなことではございましたので、いつ、どのように、どこから建てかえが始まるのかとか、そういう質問も一切出てまいりませんでした。

それから、3番目の穂積小学校のグラウンドの整備でございますが、委員長報告で申し上げましたように、何回も何回もやるんだけど、大丈夫かという質問は出ましたが、今、松野議員がおっしゃっていただいたように、自治会からの要望も中に入っているのではないかということにつきましては、正直言います、そこまで委員会では幅の広い論議はなされませんでした。学校敷地内ということに限定されたものだというふうに認識しておりました。

以上をもって答弁とさせていただきます。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 12番 小寺徹君。

12番（小寺 徹君） 議席番号12番、日本共産党の小寺徹でございます。

議案第23号平成23年度瑞穂市一般会計予算に反対の討論を行います。

市長の提案説明では、平成23年度の予算は、4月に市長選挙が実施されるので、今回の予算は骨格予算として、主に経常経費と継続事業を中心に予算編成をしたと説明されています。

しかし、提案された予算をよくチェックしてみますと、無駄な事業もあり、これが継続すると、今後さらに無駄な事業が拡大、連動するということがございますので、反対の討論をさせ

ていただきます。

それは、西部環状線でございます。予算では、市道13の30号路線道路改良工事の予算が計上されております。この工事は、22年度はハマセン石油から南へ、西保育教育センターの北まで予算が計上され、5,500万円の工事が進んでおります。繰越明許で今工事も継続中でございます。この工事については、私は一般質問でも、両側に歩道を4メートル拡幅する。本当に必要か。無駄ではないかという立場で一般質問をしてみました。

先回の一般質問の後にも現地を調査するというので、西岡議員らと一緒に調査をいたしました。現在、その予定の区域はくい打ってありまして、拡幅がどこまで広がるかということもよく見える状態になっております。それを見て、西岡議員は、これは片側2車線にするのかというようなことも言っていました。それくらい広がるのでございます。そういう点では、本当に4メートルの歩道が必要かどうかという点ではまだ疑問があり、地元からは、広過ぎる、無駄であるという声もまた上がっております。

さらに、これが今度の23年度予算では、それより南へ270メートルの歩道拡幅の工事が計上され、1億4,791万円でございます。この事業が継続されるならば、無駄な事業が継続され、さらに将来は仮称市道西部環状線の新設工事につながるのでございます。これには、概算で25億円のお金が要ということが一般質問の中でも答弁されております。この無駄にさらにつながっていくという立場で、今回の23年度一般会計予算には反対でございます。

以上で討論を終わります。

議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） ほかに討論ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 4番 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

私は、どうしてもこの一般会計の中で譲れないという点がございまして。何回も一般質問でも申し上げてまいりましたけれども、シルバー人材センターの問題であります。新年度の予算には600万円が計上されております。

昨年の12月議会で、まことにシルバー人材センターの運営自体が不適切であると。具体的に市の調査に対する回答においても、総会議事録を8行削除して、ワープロで打ち直した上、市に提出をしている。こういうこと自体が考えられない。予算は、適正に服するまで凍結しなさい、こういうことを申し上げたわけであります。

そして、さらに1月27日にシルバー人材センターの会議が開かれております。この会議も、定款上どのように位置づけられた会議か定かではありません。定款上は、理事会は臨時理事会

と理事会、こういうことですが、規定を見ても、理事の方が1人だけ、あと幹事2人、代表理事3人というような会議の規定はないですね。極めて恣意的な会議が開かれたわけでありまして、問題は、そこで出された資料です。この間、一般質問でも申し上げましたように、7月16日の議事録が実は二つつくられている。片一方の議事録は、理事長の森亀治郎さんが理事会の議長になっている。市に提出をした方の議事録は、元代表理事の豊田正一さんが議長になっておられる。同じ日に開かれた会議の議事録で議長が違っている。こういうふうなことが一体どこの世界にあり得るのかという問題であります。

これは一つの例でありますけれども、12月の議会でも指摘をした。だったら、執行部は、その事実をきちんと調査して、1月27日にも出席をして、私が入手している文書と同種のをいただいているわけですから、それを見れば、今申し上げたような事実が把握できるはずなんです。把握する気がなければ、上から下まで読み飛ばしてしまいます。けれども、じっくり精読をすると、元代表理事の方が理事会の理事をやるなどということは定款上あり得ないんです。定款の38条では、代表理事の互選によって理事会の議長を選ぶことになっているんです。そういう、だれがどう考えてもむちゃくちゃなことがさらにまた行われたんですね。1月27日にその事実を把握したならば、まだ予算は間に合うわけですよ。それはストップしなきゃいけません、何が何でも。そして、適正な運営に服するような強力な指導をしていくのが地方自治体に許された調査権の内容ではないのか、こういうふうに思うんですね。

ですから、一般質問に対して、市長は補助金は出しませんということの強い決意を披瀝されておられるわけですが、実際問題は新年度の予算に計上をされているんです。これが事実なんです。ですから、予算の執行の停止はもとよりですが、それを何で提案したか。なぜ計上したか。このことが私にしては信じられない対応であります。私が執行部だったら、絶対そんなことはしない。毅然たる事実に基づいて、毅然たる違法行為をやった。定款違反をやった。その人に対して、しかるべき措置をとる。これは前にも申し上げたように、それが自分の嫁さんであろうが、子供であろうが、親であろうが、全く関係ないです。私はそういう立場で今まで政治活動をずうっとやってきておりますので、そういうことがやっぱり公平ということでもあります。あるときには、自分を支持してくださる方に対しても断固糾弾をする、悪いことであれば。それは仕方がないことなんです。

いずれにいたしましても、そういう立場からすると、執行部のシルバー人材センターへの600万円の予算の計上というものは執行部にあるまじき提議であるというふうに私は思いますので、この一般会計予算につきましては反対という強い立場を表明する次第であります。

議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） ほかに討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、附帯決議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 3番 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 議席番号3番、改革の熊谷祐子です。

いつもなら傍聴して、もうちょっと詳しくどういう議論があったかをつかんでいるんですが、今回は傍聴しませんでしたので、委員長報告だけではちょっとわかりかねるところがあって、質疑させていただきます。

それで、この委員長報告の附帯決議について質問したいのは2点です。

附帯決議について、こういう説明があります。附帯決議の趣旨説明として、「総合センターの運営においてランニングコストが高く、費用対効果を含め、大ホール音響設備改修工事のあり方について、整備方法など、なお検討すべきである。予算の執行をしないように要求する」とありますが、そもそも総合センターというのは、生涯学習センターと福祉センターと保健センターの三つの総合センターだと伺っております。つまり福祉、文化、教育の分野の総合センターであるということだと思います。福祉や文化や教育というのは、目に見えないといってもいいくらい見えにくく、そもそもランニングコストや費用対効果を得にくいものだと思います。私は、めちゃくちゃお金をかけりゃいいと言っているわけじゃないんですけど、そういう意味から、このまとめというのは、福祉、文化、教育にお金はかけるなという結論ではないと思いますが、かなり単純な書き方ではないかなとちょっと疑問を持ちますので、その点、総合センター、つまり福祉、文化、教育のセンターとランニングコスト、費用対効果をかけることについて、バランスというか、程度というか、そういう議論があったのかどうか、質問とか。そういうことを1点伺いたいと思います。

2点目です。討論で、「総合センターの収支状況として、平成21年度決算では、歳出が1億430万5,000円に対し、歳入は1,027万8,000円と、毎年約1億円の赤字である」と。これはさっ

きの費用対効果がないとか、ランニングコストがかかり過ぎというのと同じ理屈だと思いますが、その次ですね。「今回、大ホールの音響設備改修工事として約6,200万円が計上してあるが云々」ですが、現場視察をして、音響施設も視察したと。具体的に見に行ったというふうに伺っておりますが、それを見に行き、これでは6,200万円かけることについて、書いてあるとおり言うと、「いま一度、その利用目的を含め、整備手法と内容を慎重に検討して執行すべきである」と結論づけた具体的な根拠というのがよくわからないんです。大ホールの音響設備改修工事に6,200万円かけることの疑問点ですね、具体的に。それがよくわからないので、どういう判断で6,200万円に疑問を持ったのか、具体的にお聞きしたい。

なお、つけ加えるなら、これは生涯学習センターに属すると思うんですが、いわゆる文化ですね。文化的なもの、音がどの程度、音響がいいとか、そういうことの判断というのは非常に難しいと一般的に思いますので、具体的にどういう判断で、視察した上に6,200万円に疑問を持つ結論に至ったのかをもうちょっと具体的に知りたいなと思ひまして、以上2点の御説明をお願いしたいと思います。以上です。

議長（小川勝範君） 附帯決議案提出者、17番 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 議長より発言の許可を得ましたので、17番、新生クラブ、若園五朗です。

熊谷議員の質問の内容ですけれども、総合センターの利用目的、内容については、先ほど言われましたように、教育関係、生涯学習、あるいは福祉関係、多目的に使っていくということは、この名称のとおり総合センターということでよく理解しています。また、興行関係に使われるということも理解していますので、今回の附帯をつけた内容ですけれども、一つは6,200万円という予算計上があり、実際に現地に行きまいりました。これはお手元の方に資料がありますように、16年ぐらいたって、早く更新するというのが執行部より説明があり、そして、私たちも実際に見てまいりました。その中に、音響効果の中の電力増幅、あるいは音響調整卓、あるいは周辺ラックがあるんですけれども、実際には、入ったらすぐのところそういう卓があるんですけれども、それは音響をやる卓ですけれども、メーカーはパレッタス、そしてヤマハというメーカーです。委員の中では、執行部の説明の中では、ラックとか本体はそのまま使うと。ところが、コンデンサーなり、個々に発注して、すべて出してやるという説明がありました。業者は、教育産業という業者も言われました。

委員の中から、実際にはヤマハもあり、パイオニアもあり、ナショナルもあり、各種メーカー幾らでもあると。16年前のそのままの内容について、設計というか、出してやるよりも、携帯と同じように、昔はこんなに大きかったんですけれども、今は小さいと。そうなれば、ゆっくり機種選定なり、内容について、具体的な内容を示してもらえれば、もっと総合的な生涯学習、あるいは教育の総合センターを使う目的の最低限の音響効果を十分出せるということで、

設定条件が、あくまでもヤマハという本体を使うということを含めて、機種選定を具体的にもっと委員会なり議員にわかるような説明をしてほしいというようなことでございます。実際には、きょうも私、昼休みに行ってきたんですけども、あそこの卓のところは稼働率が大体月70%ぐらい電源スイッチを入れてやるということですけども、外部監査報告の中にも、興行については、19年度は四つ、20年度は6、21年度は4という、岐阜県交響楽団という大きい興行については年間そういうふうですけども、委員会としては、音響整備について必要性はよくわかるけれども、機種選定なり、内容について、もっとわかりやすい資料説明なり、やる必要があるということで、今回の音響施設整備の6,200万円については執行は停止というような結論でございます。

熊谷議員の質問の回答は以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 今の御説明は2に対する説明だと思うんですが、1に関してはいかがですか。一つ目は、そもそも総合センターは福祉、教育、文化の総合的な施設であると。そうすると、ランニングコストや費用対効果というのは、ほかのものに比べると、道路とか、目に見える設備に比べると、はかりにくい面があると。そういうことについての議論はどのようにありましたかという質問でございました。

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 総合センターについては、40億という建設基金ということで、福祉、あるいは生涯学習については、十分今後とも瑞穂市の顔であるので、そこら辺も含めて、利用目的、瑞穂市の顔の総合センターであるということで、今後の施設運営、あるいはその内容について、十分尊重しながら考えているというふうな意見が出ました。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） もう一つ伺いますが、これが採択されて執行停止になった場合、4月からはどういう形になるんでしょうかという質疑とか話し合いはあったんでしょうか。

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 現在整備してある設備で運営するということです。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 非常に賛成、反対に迷うものなんですが、私たちは、福祉は割と見えない分野であっても見えやすいと思うんですけどね、相手が人間ですから。でも、文化とか教育というのは本当は見えないんです。音響のよさとかいうものは、安くたって間に合うわけです。

よね。悪くたって、悪いなあで済んじゃうわけですよ。ですから、私たち議員がこの予算を決定するときに、そういうことにどれだけ詳しいかと。敏感かという、感性と経験と知識も学習も必要だと思うので、こういうことの査定というか、それは大変難しいなと迷うもんですから、以上、お聞きいたしましたとつけ加えて、質疑を終わりたいと思います。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 7番 棚橋敏明君。

7番（棚橋敏明君） 議席番号7番 棚橋敏明でございます。

質問の許可を小川議長よりいただきましたので、ちょっと質問させていただきます。

中身的には熊谷議員と似たところもあるんですが、恐らくもっと前向きに総務委員会はお考えになられたんじゃないかなと私は思うもんですから、多分この機械を今部分的に直しても、またその部分がいかれてしまったらどうなるんやと。もっとここを直さないといけないんだとか、もっと大きく直しておかないと、また2年後、3年後に修理が要る。だから、こういうふうに直した方が10年後はいいんじゃないとか、僕はきっとそういうお考えとか、もっと大所高所に立って、今回のこれをなさったんじゃないかなと思いますので、そういった部分がありましたら、ちょっと御説明をお願いしたいと思うんですよ。今、この部分をやらなきゃ本当はいけないんだよということに恐らくお気づきになられたからこそ、こういったことになったと思いますので、そういう委員長報告には出ていない部分ですね。「いま一度、その利用目的を含め」のこの部分じゃなしに、「整備手法と内容を慎重に検討し」というところがあるんですが、実際問題、そこの中で気づかれたことが何かあるんじゃないかなと思いますが、委員長報告に対して、問題がない範囲で結構でございますが、ちょっとそこら辺教えていただきたいなというか、説明していただきたいと思います。お願いいたします。

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 先ほども言いましたように、一部、ラックとかをそのまま残してやるということについて、今、棚橋議員言われましたが、そういうことも議論になりました、現場で。ですから、コンパクトに、全部とにかく取っ払ってしまって、新しいもので、新式でもっと能力の高い、そういうものが安価でできるはずだということは、今後もっと時間をかけて、中身を精査するというので今回の結論に達し、執行停止という結論になりました。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 棚橋敏明君。

7番（棚橋敏明君） 今御説明を受けたんですけど、ちょっといま一つわからないもんですから、もっと極端なことを言いましたら、現場へ行ってか、一つ一つ図式にあらわしていただいて、こうこうこうだから、今回の予算は正直言って無駄遣いになるから、こうこうこうなんだ

というしっかりしたものが何か説明、納得できるように御説明をお願いしたいと思うんですが、もしなんでしたら文教委員会の方でちょっと御説明を、また次回、機会を設けてやっていただけるかと、そういったことってできないものでしょうか。

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 柵橋議員の質問ですけれども、具体的にこの資料、そして現場を見て、このくらいかかるという説明だけでしたんで、先ほども言いましたように、十分もっと時間をかけ中身を吟味するということを含めて、議員、あるいは執行部の方もすべてわかりやすく、中身を理解した上で、それから予算を執行するというところでございます。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 柵橋敏明君。

7番（柵橋敏明君） 今後の工事の件とか、そういったことも当然あるわけなんですけれども、一遍とにかく文教委員の方へしっかりした説明をお願いしたいと思うんですが、そこら辺の説明の機会は設けていただけるかどうか、その部分に対しては御返事をいただけなかったんですけど、いかがなものでしょうか。

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） この予算につきましては総務常任委員会に付託されている予算であり、もう一つは、文教協議会が関連する事項でございますので、今まで質問を受けた内容について、繰り返しになりますけれども、いろいろ設備、内容、あるいは機種、具体的にどういうものを設置するかについて、時間をかけて中身を精査して、先ほど言いましたように、安価で全部取っ払うとか、いろいろ方法はありますので、全部やってコンパクトにするということも含めて、そして、今の状態の機能効果をそのまま生かして、そしてやるというのが総務委員会の考えでございますので、そこら辺はまた文教協議会といろいろ協議しながら、前向きに進めていくということは条件でございます。以上です。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 12番 小寺徹君。

12番（小寺 徹君） 12番、日本共産党の小寺徹でございます。

質問をいたします。

この附帯事項については、予算の執行をしないように要求するというものでございますけれども、予算執行をとめるというのが目的じゃなくて、まだ説明が不十分だと。もっと十分説明を受けて、議論をし、議会の中でも納得できたときに予算執行をすると、そういうことを趣旨に提案されたのかなという気がしますが、その辺はどうか。そういう点では、議会が納得するには、先ほど言われたように、文教での議論、さらにまた全協での議論を含めて、いいよとな

ったときに執行するという意味も含めた附帯決議の内容なのかどうか、確認をしたいと思います。

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 小寺議員が言われた、そのとおりでございます。議論し、納得し、全協に諮り、みんなで議論しながら、納得したら、そのとおりに進めるということでございます。以上です。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、附帯決議案に反対者の発言を許可します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） ほかに討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから附帯決議案を採決します。

附帯決議案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立多数です。したがって、附帯決議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第28 産業建設常任委員会の閉会中の継続審査の件

議長（小川勝範君） 日程第28、産業建設常任委員会の閉会中の継続審査の件についてを議題にします。

産業建設常任委員長から、会議規則第104条の規定によって、お手元に配付したとおり、閉会中の継続審査申出書が提出されました。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をしました。

日程第29 発議第1号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 日程第29、発議第1号議員定数削減検討特別委員会設置決議についてを議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

17番 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 議長より発言の許可を得ましたので、議員定数削減検討特別委員会設置の決議について御説明申し上げます。

提出者、若園五朗、賛成者、広瀬時男議員、賛成者、藤橋礼治議員、賛成者、星川睦枝議員、賛成者3名をもって、瑞穂市議会会議規則第13条の規定により提出します。

議員定数削減検討特別委員会設置決議。

次のとおり、議員定数削減検討特別委員会を設置するものとする。

一つ、名称、議員定数削減検討特別委員会。

一つ、設置の根拠、地方自治法第110条及び委員会条例第6条

一つ、事件、議員定数。

一つ、目的、当市の議員定数（20名）は、平成14年12月の定例会において定められたものである。上限数については、地方自治法第91条第2項に規定されており、人口5万以上10万未満の市においては30名で、当市はこれに該当する。しかし、昨今の全国的な議員定数削減に関する動き等を勘案しますと、当市においても早急に検討する時期に来ていると考えるため、今回の特別委員会を設置するものです。

一つ、委員の定数、5人以上10人以下。

以上の目的により、議員定数削減検討特別委員会の設置を求める決議を提出するものでございます。議員の方々の慎重な審議をお願いします。以上です。

議長（小川勝範君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第1号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は委員会付託を省略することに決定をしました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 4番 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

まず第1点目にお聞きをいたしますが、5万以上の自治体の定数の平均はどうなっているのか。それが一つ。そして、5万以上の自治体の報酬の平均はどうなっているのか。その2点をまず前提にお聞きをして、その後、答弁によっては質問をさせていただきます。

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 議席番号4番 西岡議員の質問でございますが、今、2点ございましたが、5万以上の定数の平均、あるいは5万以上の報酬等につきまして、今後、今回の定数削減特別委員会の方で十分内容を把握し、調査して、やっていくものでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 4番 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 詳細な検討については、特別委員会ができれば、そこで詰めていくことになろうかと思うんですけれども、仮にも議員定数削減の検討特別委員会を設置しようとしたならば、その背景ですね。全国の議会の状況はどうなっているか、報酬はどうなっているかということをおそらく調査、研究をした上で、定数の削減という、議員にとって、住民にとって重要な問題について、さらに提案をしてやっていくというぐらいの慎重さがあってよろしいんじゃないか。というのは、初めに結論ありきではだめなんです。初めに結論ありきで、後から委員会をつくって、そして数で決定をしてしまう。そういうことではだめなんです。常識で考えて、今まで市議会の議会報も全国のやつが出ているわけですから、それを見れば、具体的な数字もきちっと把握をできるわけですね。

私はこの特別委員会をつくる必要は全くないと思っていますからね。というのは、ちなみに言っておきますと、恐らく報酬も平均的には10万から14万ぐらい低い。それを20人で掛けたら、大体300万ぐらい出てくる。300万が定数の同じ規模の平均で40万ぐらいもらっているところの定数20に当てはめちゃうと、大体議席にして7人分ぐらい違うわけやね。ということは、瑞穂市はずうっとその定数20で40万ぐらいもらっているところの自治体に比べると、経費でいうと議員7人分ぐらいをカットしてやっておるんですね。あとは論点が二つあって、数の問題と、それから経費の問題ということがあるんですけれども、それぐらいは調べてから提起したらどうですかということなんです。数でわあわあわあやるんだったら何でもできる。やっぱり大事なことは、そのことを進めていく物の論理、筋道、これを明確にして、一つ一つ調査をしながら、したがって、委員会をつくって、さらに検討しようではないかというふうに仕上げていくという道筋が大事なんですね。ところが、今のようなことを質問しても、それにも答えられないような手元の資料しか持っていなくて提案をするというようなことは、ちょっといかなものかというふうに思いますけれども、提案者、いかがですか。

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 4番 西岡議員の質問でございますが、全国の市議会議長会の資料でございますけれども、最新版ですが、平成21年7月の資料で、調査結果でございます。この内容を見ますと、平成20年12月31日現在、全国の市は806市がありまして、その中で市会議員の実数は2万1,842人、1市当たりの平均は27.1人であるということの内容でございます。今回の議員調査特別委員会の方ですべてそういう資料を私たち持っているんですけども、含めながら、いろいろとこの削減についてどう考えるかということを含めて議論していきたいと思えます。ちなみに羽島市においては、平成20年7月ですが、6万7,827人の人口で、上限の定数が30で、実際には議員は18ということで、削減率は12と。また、美濃加茂市においては、人口4万9,348、枠は30ですけども、実際には18人、削減率は12と。土岐市も6万1,000の人口ですけども、30という法定の上限ですけども、18で削減率は12ということで、瑞穂市は御存じのとおりでございます。そういうことを含めて、今回、議員削減について十分議論しながら、また、今、西岡議員の言われたことについても、各資料をそろえて、委員会の中で十分議論させてもらうということでございます。以上でございます。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 12番 小寺徹君。

12番（小寺 徹君） 議席番号12番、日本共産党の小寺徹でございます。

今回提案された議員定数削減検討特別委員会設置決議ですが、この名称に「削減」というのを入れたのは、現在の20の議席を減らすという目的で設置をするということなのかどうか、削減ありきという目的で設置をするのかどうか、お尋ねしたいと思います。

さらにもう一つは、議員定数というのは住民を代表する議員の数ですから、住民の皆さんの民意を正確に取り入れるということで大変大切な問題でございます。その民意を、私は今の20というのは瑞穂市の規模では最低条件の定数だと思っております。さらに、地方自治法ではまだ30人までという余裕もある中で20にしておるということでございますので、削減ということが民意を押しつぶすことになりはしないか。特に少数政党、また少数のグループのみが押しつぶされてしまうという懸念を私は持つわけですけども、その辺は提案者はどのように考えてみえるか、お尋ねしたいと思います。

さらに、定数削減を求める世論としては、議員の報酬が高いという点で減らすという世論が一般的に、ここに書いてあります他都市の動きでございます。しかし、瑞穂市の報酬の状況、瑞穂市は市の中でも最低クラスの議員報酬という中で、今、市内でそういうふうな声、動きが起きてきて、こういう提案をされておるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 小寺議員の質問でございますけれども、まず一つは、この特別委員会は議員定数の削減ありきかということでございますけれども、目的にも書いてございますように、全国的、あるいは市民からもそういう削減の声を聞いているというのも現状でございます。そういうことも含めて、今回の特別委員会において、小寺議員の言われたことも踏まえ十分議論してまいりたいと思います。

また、定数削減と報酬が高いことについては、あくまでも定数については議会の方で定数の案を出すわけでございますけれども、報酬については、執行部の報酬審議会、市長に予算提案権がございますので、そこら辺を含めて、小寺議員、皆さんも御存じですけれども、今回はあくまでも議員定数削減検討をするということの特別委員会の設置でございますので、周辺の市町、あるいは市民の声を十分反映した特別委員会の中身を十分議論していきたいと思います。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

12番（小寺 徹君） 定数を削減することによって、民意を正しく反映させる議会構成になるかどうかという点で、特に少数意見がつぶされてしまうという懸念を持つわけですが、その辺はどう考えてみえるかということも質問しましたけれども、その辺、答弁をお願いします。

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 議員定数を少なくすることは民意を反映しないということについては、確かにそのとおりでございます。しかし、その数、あるいは定員数についても十分議論し、そして、実際にやっている周辺市町の定数等もございまして、その実態、意見を聞きながら、十分民意を反映する定数を定めていきたいと思います。以上です。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 3番 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 議席番号3番、改革の熊谷祐子です。

ただいま2人の方から質疑があって、提出者の若園五朗議員から説明がございました。聞いていますと、この特別委員会を設置する目的について、非常に説明に矛盾がございました。例えば、今、小寺議員から質疑があった多様な民意を反映しなくなるのではないかというような質疑に対して、民意を反映しなくなるのはそのとおりでございますと答えながら、ほかの市町の様子も見ながらやっていきたいということを説明されましたね。

つまり私が申し上げたいのは、普通、特別委員会設置決議の提案をするときは、幾つかの党とか会派の人を交えて提案されるものですが、この後の議会基本条例の特別委員会設置についてもほかの会派の方も入っているわけですが、この議員定数削減検討特別委員会設置決議につ

いての提案は、若園五朗議員、広瀬時男議員、藤橋礼治議員、星川睦枝議員と、自民党新生クラブの議員の4人でまとめてございます。その事実と、これまでの質疑に対する提出者の答弁、回答を聞いていますと、その答弁どおり、民意を反映しなくなるのはそのとおりでございますと。つまり反映しなくなってもよいと、結果的にですね。

現在でも、瑞穂市議会20人定員で、10名から1人減りまして9名になりましたが、およそ半数が自民党ですね。そして、公明党の1人の議員はトップ当選でございますので、それだけで10人になりますね、従来のことを参考にすればですよ。そうすると、少数会派や少数政党の議員は頑張らないのが悪いといえばそれまでですけど、民意というのからいけば、切られる可能性が大ですね。よそ者で、地盤・看板・かばんがない議員とか、それから、現職もそうですが、新人が出てくる余地というの、しがらみのない新鮮な議員が出てくる可能性というの切られます。こういうことはどのように考えておられるのでしょうか。そのようにしたいという目的で自民党新生クラブの方で固まって提案されたのでしょうか。民意を反映しなくなるのは、そのとおりでございますと提出者がおっしゃっておられますので、ああやっぱりそういうのが目的かと、こういうふうに解釈してよろしいのでしょうか。矛盾のない答弁をお願いいたします。

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 3番 熊谷議員の質問に回答します。

議員の人数等につきましては、確かに民意を反映すると。数おれば、民意を反映する。一つの国の法定数、いろいろとございますけれども、すべてそういうことを状況把握し、何度も繰り返しますけれども、また市民の声も聞きながら、特別委員会でその設置目的、内容を状況把握し、定数を設定していくということでございます。

そして、今回の設置議決の提出者、賛成者においては、新生クラブ、自民党ということで、他の会派はということでございますけれども、あくまでも瑞穂市議会会議規則第13条の規定によれば、提出者1名、賛成者1名で特別委員会の設置、あるいはいろいろ議案提案できますので、十分提出者、賛成者を求めて、特別委員会の設置を求めればよいと思います。最終的に今回の特別委員会をつくられても、この議場内で採決をとってございますので、皆さん自身が今回の特別委員会の目的、そしてその内容について、決まれば、議場の中で御説明申し上げる内容でございますので、その内容について賛否をとれば、結論は、内容もすべてが反映されるかと思えます。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） この後に採決がとられて、特別委員会が設置になるかどうか決まるわけですが、先ほど申し上げましたとおり、定員20名のうち9名が自民党新生クラブであり、これ

に同調する自民党以外の議員も、今までのいろいろさまざまな採決で見ていると、多数派でいらっしゃるんですね。そうすると、どういうことになりそうかと申し上げますと、例えばこれに反対した場合、私が経験したことです。下水道整備検討特別委員会に反対した議員は委員に入れません。賛成した議員だけでやります。この後の委員の決定もそのようになさるつもりでしょうか。ちょっとお尋ねいたします。

議長（小川勝範君） 若園五郎君。

17番（若園五郎君） 3番 熊谷議員の質問ですが、会派、あるいは全体の中で決めていくということですので、以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 耳の聞こえ方と記憶力が悪いもんですから、今のを繰り返しますと、全体の何とかかんとかです。以上ですという答弁で、現在の多数派だけで委員をつくることはしませんという答弁ではなかったと思いますが、もう一回おっしゃっていただけますか。ちょっと聞こえなかったので、途中の何とかかんとか。

議長（小川勝範君） 若園五郎君。

17番（若園五郎君） 熊谷議員の質問ですけれども、特別委員会の数字は5名から10名以内ということですので、それはこれから決めていくということですので。会派皆さんの御意見を聞きながら、すべて決めていくということになります。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 会派の皆さんの意見を聞きながらということですね。多数決で決まるわけですから、20人中9人プラス・アルファの多数決で決まれば、反対議員は入れないということも決められるわけですが、実際にそうやって決めてきているわけですから、あなたは反対したから入れません。私は、ほかのこともたくさんそうでしたが、排除されてきていますので、そこを確認したいんですが、そういう決め方もありということでしょうか。

議長（小川勝範君） 若園五郎君。

17番（若園五郎君） 熊谷議員の質問でございますけれども、私は特別委員会の提案者でございますので、これから委員長が決まれば、その中で決めていくということですので、以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 委員長が決まれば、委員長をですよね。決めればという御答弁でしたけど、委員長は委員から決まるんじゃないですか。先に委員を決めるんじゃないですか。私が質

問申し上げていますのは、特別委員会の委員の決め方についてです。

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 3番 熊谷議員の件ですけど、特別委員会をつくる時はすべていつもどおりで、議案が決まれば、皆さんでメンバーを決めていくということだけでございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 提案者、提出者としては、今までどおりのやり方で委員を決めると考えているという御答弁でしたね。つまり反対者は委員に入れられないこともあり得るということだというふうにとめました。確認させていただきます。以上です。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 15番 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 15番、市民会派の山田でございます。

若園、提出者の委員長に申し上げますが、議員定数削減検討特別委員会の設置の決議の案を出されたわけでありましたが、この件でちょっとお尋ね申し上げます。

時代の趨勢といえますか、歳費の経費の削減等を勘案すると、当然5万人規模の定数の問題もございしますが、定数削減の検討をすべきであるということは私は認識をいたしております。しかし、それと同時に、民意を反映すると。市民の代表を選ぶわけでございますから、議員定数が少なけりゃ少ないほど民意を吸い上げる努力が必要であると私は思うわけです。

そういう関連の中で、歳費は、全国レベルからいうと低いと。その問題は、議員定数が決まれば、歳費検討委員会で検討してもらうから、そこで十分常識ある歳費の金額が決まるだろうというお話でありますけれども、その部分も十分議員の定数削減の問題でそこで決められるにしても、検討委員会で俎上にのせながらやっていただけるのかどうかということと、もう一つ大事なことは、非常に近年、投票率が低いです。人数が少なけりゃ少ないほど、民意を反映しなきゃならんという責務があります。その責務を果たしていくために、選挙の仕方、今までどおりの選挙でやっておりますと投票率が低いと。私は、時折一般質問でも申し上げておりますように、投票率をアップするためには、行政当局は啓発運動をやっておると。詭弁の話は聞いておるんですけども、結果は投票率は上がっていない。具体的に投票率を上げるためには、あなたはいろいろ言うけれども、どういう案を持っておるんだといって私は言ったことがあるんです。選挙期間中は各町内に持っておられる公民館を最優先で公開して、立会演説会をやって、市民は大いにそこへ行って聞いてくださいという、そういう啓発運動をやっていただかなあかんわけです。門戸を開く、公民館の立候補者の立会演説を優先的にやっていただくことが

一つ。

もう一つは、投票率をアップするためには、何かの形で投票に行かれた方に対する啓発の奨励として、粗品を出すとか、何らかの方法で皆さんが投票に行ってくださいように、具体的に努力をしていなかったと思うんですよ。私は、自分に具体的に申し上げますと、商品券とか、お金を、お金でつるといふことはいかんですけれども、よかれ悪かれ、税金は納税能力に応じてひとしく課せられて払っておるわけですから、投票に行かせるために、金品、粗品を出すとかいうことは私は選挙違反ではないと思うんですよ。私もいろいろ知恵を出しておりますけれども、選挙違反ではございません。啓発のために、これは平等ですから、行った人だけ。行かなんだ人はいけません。都合のいい人は払って、都合の悪い人は払わんと、そういうことではないんですから、そういうことも含めて、セットして、具体的に検討委員会でやっていただきたい。その上で、15になるのか、16になるのか、18になるのかわかりませんが、私はそれを尊重したいと思います。投票率アップの行動もしない。歳費の検討もしない。ただ、人数削減だけするだけだということでは、私は市民の声を十分に反映できないので賛成をしかねます。全部セットでやっていただきたい。私は、そうであるならば、もろ手を挙げて定数削減には協力します。賛成します。ただ、それだけ多数決の差でやっちゃうと。定数だけ減らせばいいと。そういうやり方は、市民の貴重な一票の反映につながりませんので、投票率アップとしっかりセットとしてやってください。今まで宣伝カーで投票に行ってください、投票に行ってください。そんなことだけでは上がりませんよ。そんなやり方で、啓発したんだから、投票に行かんものはしょうがない。投票に行っていたら具体的にセットして、努力していただくことを願った上で、定数削減を出されておるとするならば、私は賛成します。喜んで賛成します。提出者の若園議員、ちょっと御回答ください。

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 15番 山田議員の御質問に回答します。

まず一つ、民意も反映するということの前提の議員削減の話、そして報酬の問題についてもどうするかという問題、投票率のアップ、あるいは民意を反映するためには、それなりの内容についてもすべてセットで十分やっていくつもりでございます。以上です。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 4番 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

議員定数削減検討特別委員会を設置するということでありますけれども、なぜ定数削減なのか。なぜ定数削減をするのか。そのことが目的の中できちとした根拠でもって書かれてないですよ。何と書かれていますか。「昨今の全国的な議員定数削減に関する動き等を勘案すると」と。勘案すると何ですか。その勘案の中身は何ですか。どういうことなんですか。

私はさっきから何回も言っているように、初めに結論ありきでやると、これだけ荒っぽいものになるんですよ。僕に言わせたら、荒っぽいのは、これは。報酬面のことを考えると、既に今日現在で瑞穂市議会は、先ほど申し上げたように、大ざっぱですけれども他の類似団体に比べて約7人ぐらいの少ない経費でやっているんですよ。20人から7人引いたら、13人です。13人ぐらいの経費で瑞穂市は今まで合併以降やってきたんです、ずっと。その事実をまず議員である皆さん自身が、住民の代表として、一人でも多くの住民の声を、民意を代弁する議員としてしっかり受けとめていただきたい。政治的な観点から対応するということであっては断じてならないというふうに思うんです。

ですから、目的自体をもっともっと練って、だれが聞いても合理性のある、なるほどそうかというものを煮詰めて提案をするということがないと、何回も繰り返しますけれども、初めに結論ありき。先ほど熊谷議員も言いましたけれども、こういう民意にかかわる、そして議会全体にかかわる重大な事項については、先ほど提案者が言ったけれども、形式的には規則によって、それを充足すれば提案することはできる。しかし、問題はそこにあるんじゃない。議会全体として、民意を代表する議会として、全体的な意思統一をどう形成していくのか。このことを大事にするということなんです。議会が今までずっと営々と積み重ねてきた歴史があるわけですから、そのことをやっぱり十分踏まえて考えていただきたいと思うわけでありまして。

結論的に言えば、私は、先ほど小寺議員も言いましたけれども、一人でも多くの民意を代弁するということは、別に20人でなくても、22人であってもいいと思っていますからね。そういう立場から、私はこういう、要するに「動き等を勘案すれば」などという観点からの提起については反対せざるを得ないわけでありまして。以上です。

議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 15番 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 15番 山田でございます。

先ほど提案者の若園議員に御質問申し上げたところ、定数削減と同時に、歳費の問題、投票率アップの問題で具体的に行動を示す。3点セットで議論を交わして、結論を出すという提案者の御説明でございますので、その結果、定数が16人になるのか、18人になるのか、14人にな

るのか、市民の血税を使って議員歳費があるわけでございますし、さりとて、少数になればなるほど、縦横全部精査して、立派な議員を出していただく。そのためには、投票率は40や50ではあかんですよ。80、90、限りなく100%に近い投票率にアップできるように、どうあるべきか真剣に考えた末で結論を出すということでございますから、それを尊重して賛成しますが、その結論をうやむやにして、定数だけ削減ということになった場合は、提案されておる若園議員にしっかり食らいついてお尋ね申し上げますので、その由、胸にしまっておいてください。以上です。

議長（小川勝範君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 3番 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 議席番号3番、改革の熊谷祐子です。

全国的に、日本ではと言いますが、議員、議会に対する信頼が損なわれ、批判が高まっています。名古屋市を見てもよくわかりますが、議員や議会が一体何をやっているのか、よくわからないと。金ばかり使っていると。偉そうにしていると、議員報酬、確かによそは物すごく多いらしいんですが、議員報酬の削減、それから議員定数の削減というのは、この提案理由にあるように、そういう風が吹いていますね。それだけを理由に、書いてあることはそれだけの理由ですね。そうすると、非常に今これを出した場合に市民受けすると思うんです。確かに瑞穂市は議員報酬は低いですが、そんなことはあんまり思っていませんから、今よりもお金がかからなくなれば、いいわと。何やっているかわからないような議員は減らせばいいのよと。議会の中って、瑞穂市議会は非常に私は討論が活発だと思うんです。レベルも高いと思います。だけど、そういうことは発信しない限りわかりませんので、市民の皆さんに。発信している議員は少ないですから。市民受けすることをいいことにして、これを提案し、そして、今の議会構成、議員構成からいけば、自民党は約半数、プラストップ当選の公明党を入れれば、もう本当に半数ですね。そして、今プラス・アルファ、中間派というか、結果的に多数派につく議員を入れれば、これは成立するわけですね。ということは、当然提出者、提案者の自民党新生クラブばかりの皆さんですから、それをねらっているとしか思えないわけですよ。ほかの会派に声がかかっていないわけですから。ということは、どういうことかといいますと、今、市民の間では、自民党もねえという感じですよ。民主党もねえという感じですよ。そういう中で、足場を固めておこうという目的が透けて見るとしか思えません。つまり、これから、やっぱり議会とか議員は、私は変わっていくべきだと思うんです。少数派の何党に属していいよ、属していなかろうが、ちゃんと議会とか議員の仕事の大切なことをわかる人が本当に議員としてふえていって、市政について決定権を持って、やっていく方向にちょっと動き始めていると思うんです。そういう風にならないうちに、今固めてしまおうと。結果的にそうなるか

もしれませんよね。ですから、私は非常に危惧を持つものです。

改めて、さっき質疑のときも申し上げましたが、これからの日本の社会の政治意識の動きとして、自民党もねえ、民主党もねえという中で、少数派、少数会派や、それから瑞穂市だと、特に転入者、よそ者と言われますが、よそ者で、かつ新人ですね。こういう人が今までは非常に出にくかったわけですよ。私もそうですから、だから、最後の辺、19位か20位か、そういう辺をうろうろしているわけですが、しかし、非常に私としては勉強させてもらっておりますが、そういう人が一層出にくくしていいのでしょうか、この瑞穂市で。

最後に申し上げますが、決定権を持つのは提出者ではなくて、議長さんです。自民党新生クラブの会派の中の議長さんなわけですね。そうすると、反対した人は入れませんか、もう実際になさっているわけですから、この後、そういう動きもあるかもしれません。賛成なざる皆さんは、会派にこだわらず、本当に良識的な議員として、これから求められるのはそういう議員ですから、多数派に属していればいいというもんじゃないと思います。本当に良識的な議論を、個人の議員として議論を戦わせる議員になろうじゃありませんか。ですから、多数派に属しているから賛成しなきゃならないとか、そういうことでなく、ここで踏みとどまって、賛成か反対か判断していただきたいと私は思います。以上です。

議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） ほかに討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。

発議第1号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立多数です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議員定数削減検討特別委員会設置決議についてが可決されましたので、委員を選任する必要があります。

そこで、議員定数削減検討特別委員会の選任についてを日程に追加し、追加日程第1とし、議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。

したがって、議員定数削減検討特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第

1とし、議題とすることに決定をしました。

追加日程第1 議員定数削減検討特別委員会委員の選任について
議長（小川勝範君） 追加日程第1、議員定数削減検討特別委員会委員の選任についてを議題にします。

議事の都合により、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後3時17分

再開 午後3時56分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

お諮りします。議員定数削減検討特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、堀武君、土田裕君、松野藤四郎君、西岡一成君、山田隆義君、若園五朗君、広瀬時男君、藤橋礼治君、土屋隆義君の以上9名を指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。

したがって、議員定数削減検討特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

これより、議員定数削減検討特別委員会の委員長及び副委員長の互選を行いたいと思いますので、議員定数削減検討特別委員会委員は第2議員会議室に御参集ください。

なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後3時58分

再開 午後4時04分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

議員定数削減検討特別委員会の委員長には若園五朗君が、副委員長には松野藤四郎君が決定しました。御報告します。

ここで、委員長、副委員長にごあいさつをいただきます。

ごあいさつは簡単をお願いします。

若園五朗君。

議員定数削減検討特別委員長（若園五朗君） 17番、新生クラブ、若園五朗。ただいま選考委員の方で議員定数削減検討特別委員会の委員長に御指名いただきましたので、議場の中で、先ほどの質問、回答、すべて皆さんの意見を反映し、市民、そして議会、いろいろと議員の意見

を聞いて、しっかり特別委員会の当初の目的を達成するよう頑張りますので、皆さんの御支援をよろしくお願いします。以上。

議長（小川勝範君） 次に、副委員長には松野藤四郎君、あいさつを求めます。

議員定数削減検討特別副委員長（松野藤四郎君） 副委員長という大役を仰せつかりました松野藤四郎でございます。

委員長を補佐しながら、またこの委員会の内容等、いろいろ充実させながら、この委員会をスムーズに進めていきたいというふうに思っております。したがって、皆さんの御支援、御協力をよろしくお願いします。

議長（小川勝範君） このままの席でしばらく休憩いたします。

休憩 午後 4 時05分

再開 午後 4 時10分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

議員定数削減検討特別委員会委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されました。

お諮りします。この件を日程に追加し、追加日程第2とし、議題にしたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。

したがって、この件を日程に追加し、追加日程第2とし、議題とすることに決定をしました。

追加日程第2 閉会中の継続調査申出書について

議長（小川勝範君） 追加日程第2、閉会中の継続調査申出書についてを議題にします。

お諮りします。議員定数削減検討特別委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をしました。

日程第30 発議第2号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 日程第30、発議第2号議会基本条例検討特別委員会設置決議についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

8番 広瀬武雄君。

8番（広瀬武雄君） 議席番号8番 広瀬武雄でございます。

ただいまは議長の許可を得ましたので、議会基本条例検討特別委員会設置決議について、その趣旨説明をいたしたいと思えます。

3月23日、発議第2号議会基本条例検討特別委員会に関する決議について、提出者、広瀬武雄、賛成者、清水治議員、土屋隆義議員、棚橋敏明議員の賛成を得まして、瑞穂市議会会議規則第13条の規定により議長に提出いたしました。

まず、お手元に配付させていただきました設置決議の内容の説明を行います。

設置内容といたしましては、名称は議会基本条例検討特別委員会、設置の根拠は、地方自治法第110条及び委員会条例第6条によるものでございます。目的といたしましては、議会改革を積極的に進め、地方分権時代にふさわしい住民自治のあり方、議会制度等について調査研究するものでございます。委員の定数といたしましては、5人以上10人以下。

次に、提出の理由について説明をさせていただきます。

瑞穂市議会は、地方自治の本旨を実現するため、二代表制の一方の機関として行政をチェックし、協力し合いながら、瑞穂市民の意思を市政に的確に反映させ、瑞穂市としての最良の意思決定を導く責任を負っているのであります。

一方、議会が市民の代表機関として、地域の発展と市民の福祉の向上のために果たすべき役割は、将来に向けて、ますます大きくなっているところでございます。特に地方分権の時代を迎えて、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会はその持てる権能を十分に駆使して、自治体事務の立案、決定、執行及び評価における論点、争点を広く市民に明らかにすることが求められております。自由闊達な討議を通じて、これらの論点、争点を発見し、公開することは、討論の広場である議会の第一の使命であり、この使命を達成するため、これからの議会活動、あるいは体制のあるべき姿として、議会基本条例を制定するための調査研究することを目的として、議会基本条例検討特別委員会の設置を求める決議を提出するものでございます。

以上、設置決議の趣旨説明と提出理由を述べさせていただきましたが、議員の皆様方には御賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

議長（小川勝範君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第2号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は委員会付託を省略することに決定をしました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決します。

発議第2号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、発議第2号は原案のとおり決定をいたしました。

お諮りします。議会基本条例検討特別委員会設置決議についてが可決しましたので、委員を選任する必要があるとございます。

そこで、議会基本条例検討特別委員会の選任についてを日程に追加し、追加日程第3とし、議題にしたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。

したがって、議会基本条例検討特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第3とし、議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第3 議会基本条例検討特別委員会委員の選任について

議長（小川勝範君） 追加日程第3、議会基本条例検討特別委員会委員の選任についてを議題とします。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後4時18分

再開 午後4時19分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

お諮りします。議会基本条例検討特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、若井千尋君、小寺徹君、広瀬捨男君、清水治君、熊谷祐子君、広瀬武雄君、棚橋敏明君、森治久君、庄田昭人君の以上9名を指名したいと思えます。御異議ございません

か。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。

したがって、議会基本条例検討特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定をしました。

これより、議会基本条例検討特別委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思えます。議会基本条例検討特別委員会委員は第2議員会議室に御参集ください。

なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後4時21分

再開 午後4時29分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

本日の会議は、議事の都合によってあらかじめ延長します。

議会基本条例検討特別委員会の委員長には広瀬武雄君が、副委員長には小寺徹君が決定しましたので、御報告します。

ここで、委員長 広瀬武雄君よりごあいさついただきます。

広瀬武雄君。

議会基本条例検討特別委員長（広瀬武雄君） 議席番号8番 広瀬武雄でございます。

議長のお許しをいただきましたので、議会基本条例検討特別委員会の委員長としてのあいさつを述べよとのことですので、述べさせていただきます。

皆様方には、委員長に御指名、互選いただきまして、まことにありがとうございました。一言ごあいさつ申し上げます。

瑞穂市議会活性化とこれからの議会の活動、並びに体制のあるべき姿を委員の皆様のご協力のもと、実現していきたいと、このように考えておりますと同時に、その委員会の中身を濃いものにしていくよう努力していく所存でございますので、どうぞひとつ議員の皆様方の御協力のほどよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議長（小川勝範君） 次に、小寺副委員長にごあいさつをいただきます。

議会基本条例検討特別副委員長（小寺 徹君） 副委員長に互選されました小寺徹でございます。

立派な議会基本条例を制定して、議会を活性化し、十分な議論ができ、さらにまた議員の政策能力、提案能力もしっかり身につけて、住民のための議会になるために頑張っていきたいと思えます。そうすれば、こんな議会ならば議員を減らさんでもいいというような議会にぜひし

ていくために頑張っていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（小川勝範君） 議会基本条例検討特別委員会委員長から、会議規則第104条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されました。

お諮りします。この件を日程に追加し、追加日程第4とし、議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。

したがって、この件を日程に追加し、追加日程第4とし、議題とすることに決定をしました。

追加日程第4 閉会中の継続調査申出書について

議長（小川勝範君） 追加日程第4、閉会中の継続調査申出書についてを議題にします。

お諮りします。議会基本条例検討特別委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をしました。

議事の都合によりまして、暫時休憩をいたします。

休憩 午後4時34分

再開 午後4時52分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

お諮りします。本日、市長から議案第32号平成22年度瑞穂市一般会計補正予算（第8号）が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第5とし、議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号を日程に追加し、追加日程第5とし、議題とすることに決定をしました。

追加日程第5 議案第32号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 追加日程第5、議案第32号平成22年度瑞穂市一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

市長提出議案について、提案理由の説明を求めます。

市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 追加上程になりました議案第32号平成22年度瑞穂市一般会計補正予算（第8号）についてでございます。

去る3月11日午後2時46分ごろに発生した東北地方太平洋沖地震は9.0というマグニチュードで、また地震による津波も予想をはるかに上回る大規模な津波となって、まさに未曾有の被害を東北地方の各地にもたらしました。毎日刻々と報じられる現地の様子を見るにつけ、胸の痛むこと限りありません。この惨事が同じ日本の国土で起きていると思うと、まさに国難であり、国民ひとしく思いを一つに、何かできることを行いたい、支援しなければいけない、応援したいという強い思いに駆られます。

そうした折、全国市長会より、「地震被災地に対する義援金の取り扱いについて」という文書が参りました。被災地では市役所そのものが被災し、行政機能が機能していない実態があるとの報道もある中で、こうした事態に対応した措置と考えます。

したがって、市でも義援金を送りたいということで、急遽補正予算を組まさせていただきます。

補正予算の内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、総額をそれぞれ162億3,886万5,000円とするものでありますが、総務費の一般管理費で1,000万円の義援金を計上し、その財源として、財政調整基金より同額を基金繰り入れするものであります。なお、送付先は、配付した資料にある振込口座に振り込みをいたします。

どうか本趣旨に賛同いただけるようお願いをいたしまして、適切なる議決を賜りたく、追加上程の提案説明とさせていただきます。どうかよろしくお祈りを申し上げます。

議長（小川勝範君） これで、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第32号平成22年度瑞穂市一般会計補正予算（第8号）は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議題となっております議案第32号は、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより、議案第32号平成22年度瑞穂市一般会計補正予算（第8号）の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第32号平成22年度瑞穂市一般会計補正予算（第8号）を採決します。

議案第32号を可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第32号は可決されました。

閉会の宣告

議長（小川勝範君） これで本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

平成23年第1回瑞穂市議会定例会を閉会します。

閉会 午後4時58分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成23年3月23日

瑞穂市議会 議長 小川 勝 範

議 員 若 井 千 尋

議 員 清 水 治